

# 福井空港使用要領



## 一般社団法人 東海・関西学生航空連盟

2002年05月17日制定  
2003年08月13日改訂1  
2005年07月07日改訂2  
2006年12月01日改訂3  
2009年07月29日改訂4  
2015年02月12日改定5  
2020年07月01日改訂6  
2021年10月01日改訂7

## 1, はじめに

福井訓練所は空港施設を利用して航空機曳航のみでグライダー訓練を実施します。東海・関西学生航空連盟はモーターグライダーを曳航機として使用し、OB曳航パイロット、OB指導員で週末をメインに訓練を実施しています。

福井空港は2006年10月にRAG化されました。見えない状況で情報提供する情報官との意思疎通が重要です。

空港周辺の宅地化が進んでおり、R/W18使用時の安全確保の為、2014年から運航制限を実施しています。(滑走路端で200ft獲得できない時曳航を中止する)

また、2019年に曳航ロープが2か所で切れ、ロープが落下する重大インシデントが発生したことに鑑み、水平及び降下曳航時の索の緩みを防止する対策が追加されています。

また、2021年10月1日から航空局の組織変更があり連絡先などが変更となりました。基本的な使用要領は従来通りです。

## 2, 福井空港の利用について

福井空港は国が設置して福井県が管理している第3種空港です。

空港利用の許認可は福井県港湾課福井空港事務所が窓口となり福井県知事に申請することになります。(訓練に必要な手続きは後述)

運用時間は9時～17時で、特別の理由がなければ時間外の空港利用はできませんがグライダーは申請により特別に時間外運用が認められます。

空港利用に関する料金は福井県条例で定められていますが学生は申請により利用料が減免されます。

空港を利用するすべての航空機はVHFの搭載が必要で、グライダーも例外ではありません。

操縦練習の許認可、曲技飛行の許可は大阪航空局の業務となっています。曳航機の索の投下は物件投下と併せて大阪航空局関西空港事務所に届け出が必要になります。

実際の飛行に関して運航計画の受付や運航支援業務(福井 RADIO)は大阪航空局大阪空港事務所の担当となっています。

フライトプランは関西空港事務所が受け付けます。

## 3, 訓練空域

操縦練習は福井空港情報圏内MSL3,000フィートで許可を受けており基本的に空港東側を利用します。ほかのトラフィックがない場合は西側空域の利用も可能です。

ライセンス所持者は半径9キロ圏内で7,000フィートまで飛行できます。

大阪空港事務所には9キロ圏内の運航計画を提出します。運航計画はフライトプランではありませんが、福井 RADIO の運用時間内であれば関西空港事務所に電話でフライトプランをファイルすることで情報圏外のフライトが可能です。

上空のグライダーはフライトプランがファイルされたことを確認後、福井 RADIO に情報圏離脱を要求し小松APPと調整して頂きます。

3,000フィートを越える9キロ圏内の飛行は従来通り福井 RADIO とコンタクトしてその指示

に従います。(フライトプランのファイルは必要ありません)

訓練期間中は91条(曲技飛行)も申請しており、スピンやベーシックなアクロが許可されています。

飛行に際しては周辺空域を十分に把握するとともに、福井空港へのVFRレポートポイントなどを理解しておき、VHFを常時モニターして他機の動向を把握して飛行してください。**福井 RADIO**からの呼びかけにすぐに応答することが大切です。

MGの訓練は運航計画に記入して提出すれば実施可能です。離陸前のイニシャルコンタクトの際に飛行内容を**福井 RADIO**に伝えます。

ナビゲーションの基本コースも操縦練習の許可を受けています。実施する際はその都度フライトプランをファイルします。

#### 4, 訓練所施設の利用法

##### ◇訓練施設の概要

###### ・ 宿舎

福井県の敷地を借用して学連が学生基金と協同で作った建物です。オープン、クローズの方法はチェックリストを参考にしてください。

布団は学生用30組、教官用5組が準備してあります。火の元、衛生面に気をつけてください。

###### ・ 格納庫



福井空港(株)の格納庫を通年で賃貸契約しています。常駐できる機材は曳航機(スーパーティチ JA01KY)、訓練用MG(ROTAX フェルケ JA01KT)複座機(ASK13)ピストカート、機材カートです。

2019年からリフトを導入し、ROTAX フェルケとASK13は組み立てた状態で格納しています。

ピュアグライダーの訓練時はスーパーディモナを組立、曳航機として使用します。訓練期間中は当方の曳航機、訓練用 MG、ASK13（リフトアップ）の他、常駐機2機（セスナ172とPA28ターボアロー）を格納します。

スペースにほとんど余裕が無いので曳航機の組み立て、分解をはじめ格納庫への航空機の出し入れには細心の注意が必要です。

曳航教官の指示に従うとともに、各機体の取扱要領を理解しておいてください。

カート2台の出し入れは格納庫の前でエンジンを停止し、手押しで行います。

- ・燃料庫

格納庫北東側エプロンにモーターグライダー用少量危険物保管庫（燃料庫）があります。曳航機の燃料は携行缶に入れてこの保管庫で保存、随時燃料補給を行います。

- ・駐機場（係留位置）

グライダー運航エリア36の東側グラスエリアに係留します。トレーラー収納機は格納庫東側にトレーラーを駐車し、その場所で分解組み立てを実施します。

- ・駐車場

駐車場利用車両一覧に記載して決められた位置に駐車してください。宿舎前は荷物の積み下ろしなど短時間の停車のみ可です。

## ◇訓練の流れ

### 集合日

学生の運航指揮者が福井空港事務所から宿舎、通用門、格納庫の鍵を受け取り宿舎をオープンします。必要書類を準備して提出します。訓練初日から時間外運航をする場合は業務無線（管理福井）を借りておきます。

空港内で使用するカートは空港車両として登録されており、運転するためには事前に講習を受け、許可書を取得する必要があります。

講習はランプパスを持った曳航パイロットが行い、書面を空港事務所に提出する。

#### ◎福井空港事務所に提出する書類

- i 空港施設使用届（学生が申請）

使用するグライダーの届けが必要です。

J A O 1 K Y、O 1 K Tは通年で申請してありますからいつでも運用可能です。

- ii 空港制限地区内立入承認申請書（学生が申請、ランプパス所有者が確認署名）

訓練参加者名簿を添付（OB教官も必要、社団教官 OB 曳航パイロットは必要なし）

- iii 空港施設時間外使用届（学生が申請）

日没時間に注意して記載してください。

- iv 駐車場使用届（学生が申請）

参加者全員の車輛を記載して届けてください。

◎大阪航空局大阪空港事務所に提出（FAX）する書類

i 運航計画書・航空機運航表・発航記録

この書類により運航情報官がパイロットの運航予定を把握します。

1日の飛行が終了後に航空機運航表と発航記録、翌日の運航計画書を大阪空港事務所にFAXし、電話で受領の確認を行ってください。

（集合日は運航計画書のみ）

別紙運航計画・報告書点検表により間違いの無いようにして下さい。

◎教官が点検する書類

i 訓練生名簿

最新の92条申請名簿で、有効な練習許可書を所持しているか。訓練届の参加人員に変更がないか点検する。

ii 滑空機の書類

必要な書類がそろっているか、定時点検までの時間は大丈夫かを確認する。保険は包括保険一覧に載っていれば通年でOKです。一覧に載っていない機体は短期保険で訓練日程がカバーされているか確認してください。

iii 無線従事者選解任届

教官、機長、単独で飛行する練習生の選任届けが出されているか確認する。

◎訓練機材の準備

i グライダーの組み立て

各大学の持ち込み機がある場合はSゲートからトレーラーを搬入し、駐機エリアで最優先に組み立てる。ゲートからの関係者以外の侵入に十分注意します。曳航機を組み立てる時は最後に組み立て、ほかの飛行機と一緒に曳航パイロットの指示に従って格納して下さい。

ii ピストカート、機材の準備

必要なものは乗せたままになっています。足りない物がないか車両は正常に動くか確認します。効率良く訓練をするため必要のないものは滑走路に持っていかないように指導してください。特に持ち込み機の機材に注意して下さい。

iii 無線機、モニター

訓練で使用するVHFモニターは学生が管理しています。充電状況を確認して必要に応じて充電させてください。合計2台（GKV1～2）

ピストに配置してほかの航空機の運航状態を把握してください。

iv 業務無線

時間外で訓練を実施する場合、R/Wチェックの車両との安全確認のため業務無線（管理福井）を借用します。初日から時間外運航を実施する場合は集合日、普段は4時ごろ福井空港事務所から借用し、R/Wチェックが終了後昼休みな

どを利用して充電のため返却します。ピスト（可能な限り教官）がR/Wチェックの車両（管理福井000）と交信し、安全を確保する。  
R/Wチェックの間（8：30から約15分間）は離着陸を行わない。

### 訓練日課

福井空港の運用時間に合わせて決めています。

学連のグライダー訓練は通常7：30より18：00まで許可されます。

|      |                        |
|------|------------------------|
| 起床   | 6：00                   |
| 食事   | 6：15                   |
| 訓練準備 | 6：40                   |
| 訓練開始 | 7：30                   |
| 昼食休憩 | 12：00～（季節により休憩時間を加減する） |
| 訓練終了 | 18：00                  |
| 消灯   | 22：00                  |

日曜日（祝日）は周辺環境に配慮して訓練開始を8時とします。

当日の朝到着して訓練指導を担当する教官は予め空港制限地区立ち入り申請を学生に頼んでおいて下さい。

8：30頃R/Wチェックの車両が滑走路に入って来ますから業務無線で交信して安全を確保してください。車両の動きに十分注意するとともに大きな声で挨拶をするよう学生にも指導してください。

各機の最初の飛行が運用時間外の時はピストの携帯から**大阪空港事務所**情報官室にATDを連絡します。

9：00に**福井 RADIO**が開局します。飛行中のグライダーは現在飛行中であることを通報します。運用開始後でもその日1回目の飛行をする機体は離陸時間を知らせることが必要です。

運用時間中にフライトを終了した機体は、**福井 RADIO**に運航終了の報告をします。訓練終了が時間外になった場合は**大阪空港事務所**に電話による運航終了の報告が必要です。

訓練終了後、**航空機運航表と発航記録**、翌日の運航計画書を**大阪空港**情報官室にFAXし電話で確認します。

運航計画・報告点検表に記入し教官の確認を受けます。

翌日空港管理係に航空機運航表と発航記録のコピーを提出します。最終日は訓練終了後すぐに提出します。

※訓練中はピスト携帯に必要な情報（トラフィックの予定など）が**福井 RADIO**席から直接かかってくるので注意してください。

## 訓練飛行について

学連の滑空スポーツ訓練実施規則、福井空港グライダー運航要領を遵守してください。教官の構成は曳航パイロット以外の合宿を担当する指導員が主任教官となり他の指導員は主任教官の指示のもとに学生の指導を行って下さい。

研修中の教官は以下の要領に従って研修を実施してください。

訓練開始前には訓練開始点検表に従い準備状況を確認して下さい。

### ◎研修教官

教育証明取得後の教育回数が100回までの教官は指導員の地上からの監視のもとで飛行教育を実習する。交通費のみ学生が負担します。

### ◎研修教官（100回～200回）

指導員の地上監視は必要ありませんが、十分な訓練開始前の打ち合わせが必要です。

### ◎指導員助手

担当指導員が研修期間が終了したと認めた研修教官は社団に研修終了を連絡し以後指導員助手として飛行教育を担当します。

練習生の単独飛行に関しては練習許可書での単独飛行の際は**単独飛行に係る安全基準**を守るほか**東海・関西支部の単座、単独の基準**に従ってください。

|                 |               |        |
|-----------------|---------------|--------|
| 初単独飛行           | 飛行回数          | 70回以上  |
| K a 6、A S K 2 3 | 〃             | 10回以上  |
| A S K 2 1 単座使用  | 〃             | 10回以上  |
| アスティア           | 単独飛行          | 15回以上  |
|                 | 総飛行回数         | 150回以上 |
| ディスクス、W 2 8     | 公財の高性能単座機搭乗基準 |        |

※**モーターグライダーによる曳航**は曳航ロープが短くて堅いことと、絶対パワーが小さいため占位のずれを大きくしないこと。早めに修正を行い、**曳航機を振り回すこと**の絶対ないよう注意して指導してください。

※**重大インシデント発生**の対応策として**水平及び降下曳航時の蛇行**は禁止します。

※**フューズが装備**されており、大きな衝撃が加わると切れます。降りられる場所が限られるので注意してください。特にR/W 18からの離陸では北陸本線より東側にしか十分な広さの不時着可能な水田等はありません。

※**逆進入可能な最低高度**は80メートルと設定します。それ以下の高度では直進またはコースをずらして不時着場に向かう。

※**占位変更**は200メートル以上の高度で実施する。

※**撤収時のロングランディング**は技量認定を受けた自家用ライセンス以上のパイ

ロットが実施する。

※情報圏を離脱して飛行する場合は上空から運航ピストに連絡し、**関西空港事務所に電話でフライトプランのファイルをしてもらい、プランがファイルされたことを確認後、**確実に飛行場に帰投できる高度を維持して飛行を行う。

## **撤収日**

無駄のない撤収計画を立ててください。週末訓練を効果的に行うためには引き続き撤収の時間を有効に使うことが大切です。

**撤収日の訓練終了時にピスト周辺や滑走路周辺に忘れ物などが無いよう点検しながら撤収してください。これは学連の利用者としてのR/Wチェックを兼ねています。**引き続きは現場で確認をするのではなく、書面や連絡による信用引き継ぎを基本とします。各係りは次回の合宿で困ることの無いように撤収作業を行うよう指導してください。使用した消耗品などは確実に補充させてください。

### **i 格納庫**

曳航パイロットの指示に従って格納機を外に出し、グライダーを格納します。曳航機を分解格納、ピストカートや機材カートの備品を確認後格納し最後に格納機（飛行機）を戻して格納庫を撤収します。

**車両のキー、無線機のスイッチ OFF を確認して施錠してください。**

各大学の持ち込み機は積み込み固定に時間がかかりますから時間配分に配慮が必要です。

### **ii 学生通用門**

持ち込み機の撤収、訓練機材の撤収が終われば忘れ物が無いことを確認して施錠してください。忘れ物が無ければこの段階で総ての鍵を福井空港事務所管理係に返却します。（この時間が17時を過ぎないように）

### **iii 会計・運航指揮者**

撤収時間を一番左右するのが会計です。撤収日前日までにできることを確実に処理させて下さい。最終発航が終われば会計処理はできますので訓練終了を待たずに会計処理にかからせてください。最終日の航空機運航表と着陸回数報告書、減免申請書など会計と運航指揮者とが分担して処理します。最終日の買い出しも無くて済むよう前日に確認してください。

**管理係への提出、支払いを17時までに済ませること。**

### **iv 担当教官の書類**

担当教官は個人のログ、滑空機のログの署名、訓練記録（進度表）作成、指導料の精算を済ませてください。

曳航訓練報告書、訓練報告書の内容を点検して署名捺印することを忘れない



ようにしてください。

**v 宿舎**

各係の撤収が終われば、ゴミの処理を確実にし宿舎クローズ点検表に従い宿舎を閉めます。この際鍵は社団教官か曳航パイロットが所有する鍵を使用します。

2005.03.01 制定  
2006.10.01 改訂 1  
2011.04.01 改定 2  
2013.11.18 改定 3  
2016.01.04 改訂 4  
2019.05.20 改訂 5  
2021.10.01 改訂 6

## 福井空港グライダー運航要領

### 1. 目的

本要領は、福井空港でのグライダー運航方法を定め、航空機間の安全確保と空港の円滑な運用を目的とする。

### 2. 運航方法

#### ◇ 福井空港の利用手続

##### ① 空港施設使用等の届出

- ・ 東海・関西学生航空連盟（以下「連盟」という。）は、当該年度の空港使用予定計画表を福井空港事務所（以下「事務所」という。）と大阪航空局関西空港事務所（以下「関西空港事務所」という。）および大阪航空局大阪空港事務所（以下「大阪空港事務所」という。）に提出する。
- ・ 連盟は、空港施設を使用する前日までに空港施設使用届等の必要書類を事務所に提出する。

##### ② 空港制限区域内への立入り

- ・ グライダー操縦訓練のため空港制限区域内に立ち入る連盟関係者は、事前に事務所に立入申請し承認を得る。
- ・ 空港制限区域内への立入りは、原則として旅客ターミナルビル出入口を利用する。
- ・ 空港制限区域内グライダーの搬入、搬出などは事前に事務所の承認を得てNゲートを利用して実施する。

#### ◇ グライダーの運航

##### ① 操縦練習、曲技飛行申請等

- ・ 連盟は事前に大阪航空局に操縦練習、曲技飛行など必要な申請を、物件投下については関西空港事務所に届出を行う。

##### ② グライダー運航計画の提出、運航報告

- ・ 連盟は飛行の前日までに大阪空港事務所にグライダー運航計画書を提出する。
- ・ 連盟は1日の飛行が終了後、航空機運航表と発航記録を事務所および大阪空港事務所に提出する。

##### ③ フライトプランについて

- ・ 通常の訓練飛行（5 NM圏内）はフライトプランをファイルしない。

- ・ 連盟は訓練飛行の開始、終了は無線電話か電話で大阪空港事務所に通報する。
  - ・ 連盟はフライトプランの提出が必要なフライト毎に関西空港事務所に電話でプランファイルを行う。
  - ・ ピュアグライダーが飛行中にフライトプランのファイルが必要となった時は運航指揮所から電話で関西空港事務所にフライトプランをファイルした後、5 NM 圏外に進出する。
  - ・ フライトプランのクローズは当該機の機長が無線電話で大阪空港事務所もしくは運航指揮所から電話で関西空港事務所に通報する。
- ④ 飛行場内のグライダー待機及び運航指揮所（ピスト）エリア
- ・ 滑走路 3 6 使用時は、エプロン南の別紙の区域とし、その呼称をエリア 3 6 とする。
  - ・ 滑走路 1 8 使用時は、別紙の区域とし、その呼称をエリア 1 8 とする。
- ⑤ グライダー駐機
- ・ グライダーはエリア 3 6 で組立、分解、飛行準備を実施する。駐機もエリア 3 6 を使用する。
- ⑥ R/W 3 6 使用時の運航
- ・ 離陸のため滑走路に進入するグライダーは福井 RADIO 大阪対空センター（以下「福井 RADIO」という。）の指示に従って実施し、運航支援要員（以下「クルー」という。）は出発後速やかに待機エリアに戻る。
  - ・ 離陸後曳航機は離陸した旨福井 RADIO に通報する。
  - ・ 曳航機から離脱の際、グライダーは高度を福井 RADIO に通報する。
  - ・ 着陸するグライダーは、ダウンウインドレグ（別紙エントリーポイント）で福井 RADIO の指示を受ける。クルーはチェックポイント（別図ランディングチェックを行う地点）通過後に着陸補助の準備をし、着陸したグライダーをエリア 3 6 まで移動する。
  - ・ グライダーは福井 RADIO にエリア 3 6 に戻った旨通報する。
- ⑦ R/W 1 8 使用時の運航
- ・ グライダーはエリア 3 6 からエリア 1 8 に福井 RADIO の指示で移動する。
  - ・ クルー、ピストカート、牽引カートはグライダーと共に行動してエリア 1 8 まで移動する。
  - ・ 移動終了後の運航は R/W 3 6 使用時と同じ。
  - ・ 飛行を終了したグライダーはロングタッチでエリア 3 6 に戻るか通常着陸後福井 RADIO の指示によりエリア 3 6 に戻る。
  - ・ ピストカート、牽引カートが残った場合は事務所に連絡、指示に従い移動する。
- ⑧ R/W チェンジ
- ・ 飛行中のグライダーは使用滑走路変更を福井 RADIO に通報、指示に従う。
  - ・ 地上移動のグライダーは福井 RADIO の指示に従う。  
クルー、ピストカート、牽引カートは、グライダーと共に移動する。
  - ・ ピストカート、牽引カートが残った場合は事務所に連絡、指示に従い移動する。

⑨ 使用空域

- ・ グライダーの使用空域は、情報圏内で原則として空港東側とする。空港西側空域については、他のトラフィックの情報を福井 RADIO に確認し、トラフィックが無い、又は他のトラフィックの運航に支障の無い場合に限り使用する。

3. 安全対策

- ① グライダーは、福井情報圏を運航中は福井 RADIO との通信を維持する。
- ② 運航ピストに専用の携帯電話を置き必要な連絡をする。
- ③ グライダーの場周経路及びエントリーポイント、チェックポイントを定め、場周経路に進入する際にはエントリーポイントで通報を行う。
- ④ 他のトラフィックがある時はグライダーの高度、着陸予定など確認する。
- ⑤ ピストカート、牽引カートは空港内車両運行の講習を受講した者が行う。
- ⑥ グライダーと共に行動しないクルーは立入禁止柵に沿って行動する。

4. 緊急対応

- ① 事故など緊急事態の場合は現状を保存、直ちに航空局（大阪航空局小松空港事務所）の指示をうけるとともに、関係各方面に連絡し必要な処置を講じる。
- ② グライダーの行方不明など捜索救難が必要な事態が発生した場合は直ちに関西空港事務所に連絡し指示を受ける。
- ③ 事故報告は航空法第76条に従って行い、内容は同施行規則第165条によるものとする。

④ 緊急時の連絡先

|                                 |       |        |                           |
|---------------------------------|-------|--------|---------------------------|
| 消防署（救急車輛）                       | 1 1 9 | 嶺北消防組合 | 0 7 7 6 - 5 1 - 0 1 1 9   |
| 警察                              | 1 1 0 | 丸岡警察署  | 0 7 7 6 - 6 6 - 0 1 1 0   |
| 大阪航空局関西空港事務所運航管制情報官             |       |        | 0 5 0 - 3 1 9 8 - 2 8 6 8 |
| 大阪航空局大阪空港事務所運航管制情報官（福井 RADIO 席） |       |        | 0 6 - 6 8 4 3 - 1 1 2 4   |
| 大阪航空局小松空港事務所運航管制情報官室            |       |        | 0 7 6 1 - 2 4 - 0 8 2 9   |
| 運輸安全委員会（総務課）                    |       | （代）    | 0 3 - 5 3 6 7 - 5 0 2 5   |
| 福井県福井空港事務所                      |       |        | 0 7 7 6 - 5 1 - 0 5 8 0   |
| 東海・関西学生航空連盟                     |       |        | 0 5 8 - 3 9 8 - 8 8 3 5   |
| 日本学生航空連盟                        |       |        | 0 3 - 6 2 0 6 - 1 2 3 5   |
| 日本学生航空連盟福井訓練所                   |       |        | 0 7 7 6 - 5 1 - 5 2 2 5   |
| 運航ピスト携帯電話                       |       |        | 0 9 0 - 3 1 6 0 - 2 4 7 1 |